

議案第 89 号

小田原市手数料条例の一部を改正する条例

小田原市手数料条例（平成 12 年小田原市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 20 条第 1 項第 1 号イを削り、同号ウ中「（同時に各住宅部分に係るものについて併せて審査する場合を含む。以下この章において同じ。）」を削り、同号ウ(ア)及び(イ)中「住宅部分」を「住戸部分」に改め、同号ウ(ウ)中「（住宅部分）」を「（住戸部分）」に改め、同号ウを同号イとし、同項第 2 号イを削り、同号ウ(ア)中「住宅部分」を「住戸部分」に改め、同号ウを同号イとし、同項第 3 号イ中「のうち住宅部分」を「（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下このイにおいて同じ。）のうち単位住戸（共同住宅等における一の住戸をいう。）」に、「第 1 号イ」を「小田原市手数料条例の一部を改正する条例（令和 4 年小田原市条例第 号）による改正前の第 1 号イ」に、「前号イ」を「同条例による改正前の前号イ」に改め、同号ウ(ア)中「第 1 号ウ」を「第 1 号イ」に、「前号ウ」を「前号イ」に改め、同号ウ(イ)中「住宅部分、」を「住戸部分、」に、「審査 第 1 号ウ」を「審査 第 1 号イ」に、「前号ウ）」を「前号イ）」に、「第 1 号ウ(ア)又は前号ウ(ア)」を「第 1 号イ(ア)及び前号イ(ア)」に、「第 1 号ウ(イ)若しくは(ウ)又は前号ウ(イ)若しくは」を「第 1 号イ(イ)及び(ウ)並びに前号イ(イ)及び」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 4 年 11 月 30 日提出

小田原市長 守 屋 輝 彦

（理由）

建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準が一部改正され、都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく低炭素建築物新築等計画の共同住宅等に係る認定基準が見直されたことに伴い、その審査手数料について所要の措置を講ずるため提案するものであります。